



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 第26次改正 「食品表示基準について」
- B【シリーズ】 食品表示案内 第23講 第3～第5段
: 酒類の表示について(Ⅱ)
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 米トレーサビリティ法の輸入加工品の原産地について
- D【コーナー】 各種検定対策: 景品表示法の設問を解く

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆2022年8月30日に「食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）」(いわゆる消費者庁次長通知)が改正されました(消食表第350号)。第26次改正。

■当該改正点は次のようになります。

今般、消費者庁が公表した「食品表示基準における栄養成分等の分析方法等に係る調査検討事業報告書」及び文部科学省が公表した「日本食品標準成分表2020年版(八訂)分析マニュアル」を踏まえて

、脂質及び食物繊維の分析方法等について見直しがされています。

また、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)が一部改正され、同規則第12条の規定により別表第1に定める人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに「炭酸水素カリウム」が追加されたことから、別添 添加物1-1の簡略名又は類別名一覧表に「炭酸水素カリウム」が追加されています。

- ① 添加物の簡略名又は類別名における「炭酸水素カリウム」の新設
- ② 卵・卵製品における脂質分析の「ヘキサノール法」の新設
- ③ 食物繊維分析の「酵素-HPLC法」の新設

消費者庁HP食品表示に関するお知らせから作成

※続きはPage 1-2~5 (会員) で記載しています。

《加工食品》

第23講 酒類表示について(Ⅱ)

第3段 固有の表示基準(つづき)

(2) 果実酒等の製法品質表示基準

固有の必要記載事項の表示として、

①日本ワインには、「日本ワイン」と表示します。ここで、国内で製造した「国内製造ワイン」のうち、原料の果実として国内で収穫されたぶどうのみを使用したものが「日本ワイン」です。

②原材料名について、国内製造ワインには、原材料を使用量の多い順に表示します。

果実の場合は果実の名称を表示します。なお、3種類以上の果実を使用した場合は、使用量が上位3位以下の果実の名称を「その他果実」と表示することができます。また、濃縮果汁を希釈したものは「濃縮還元〇〇果汁」と、濃縮果汁を希釈していないものは「濃縮〇〇果汁」と表示します。(「〇〇」は果実の名称を記載)。

なお、3種類以上の果実の濃縮果汁を使用した場合は、使用量が上位3位以下の果実の濃縮果汁の名称を「濃縮還元その他果汁」又は「濃縮その他果汁」と表示することができます。次に輸入ワインの場合は「輸入ワイン」と表示します。「国内製造ワイン」の場合は国内製造ワインの原材料を、原材料とみなして表示します。

③原材料の原産地名について、国内製造ワインには、果実や濃縮果汁の原材料の原産地名を「**日本産**」又は「**外国産**」と表示します。ただし、日本産の表示に代えて都道府県名その他の地名を、外国産の表示に代えて原産国名表示することができます。また、原産地名は、原材料名の次に括弧を付して表示します。

④輸入ワインには、原産国名を表示します。

※続きはPage 2-2~5(会員)で記載しています。

■ 米トレーサビリティ法において、外国で製造されたもち米粉を使用して、国内で草もちをつくりました。輸入されたもち米粉の原産国名はA国です。この場合、草もちに使用したもち米粉のもち米の原産地の産地情報の伝達の「産地」について、どのように表記すればよいのでしょうか。【A】～【C】のうち適正なものはどれでしょうか？

名称 もち米粉
原材料名 もち米
…
原産国名 A国
輸入者 …

原産国とはもち米粉を製造した国をさします。

【A】 名称 草餅
原材料名 もち米粉(A国産)、よもぎ、
…

【B】 名称 草餅
原材料名 もち米粉(もち米(A国産))、よもぎ、
…

【C】 名称 草餅
原材料名 もち米粉(A国製造)、よもぎ、…

※ 解説はPage 3-2～3（会員）で記載しています。

■ 景品表示法の創作問題を解く

【問1】ア～オのうち正しいものの組合せを解答欄1～5の中から一つ選びなさい。

- ア 措置命令は既往の違反行為についても行うことができ、除斥期間も規定されていない。一方、課徴金納付命令は課徴金対象行為をやめた日から3年間を経過したときは課徴金の納付命令ができず、除斥期間が設けられている。
- イ 課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算出した売上高が5000万円未満の場合には課徴金の納付を命じることができない。ただし、売上額の3%を乗じて得た額が150万以上である場合、返還措置の実施による課徴金額の減額の結果、減額後の金額が150万未満になったとしても、当該減額後の金額について課徴金の納付が命じられる。
- ウ 課徴金対象行為をやめた後、最後に取引をした日の以前に誤認解消措置をとった場合は、誤認解消措置をとったその日までの期間が課徴金対象期間となる。また、当該課徴金対象期間は課徴金対象行為をやめた後、6か月の期間より長くなることはない。
- エ 課徴金額の減額対象となる「返還措置」としては、一般消費者に対して金銭を交付することに限定される。この「金銭の交付」には、銀行振込みの方法の他、ポイントや仮想通貨による支払いが含まれる。
- オ 措置命令は不利益処分該当するため、行政手続法に基づき弁明の機会が付与される。一方、課徴金納付命令は景表法に基づき弁明の機会の付与が設けられている。

解答欄 1. ア、イ 2. ア、イ、オ 3. イ、ウ、オ 4. イ、エ 5. ウ、エ

※ 解説はPage 4-2～3（会員）で記載しています。

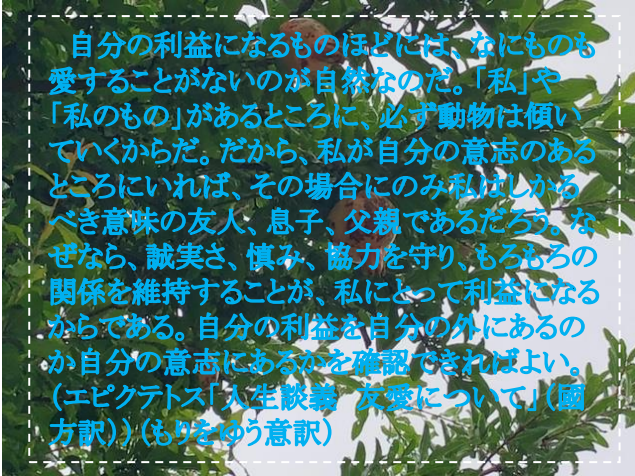
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2022年(令和4年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。また、各種検定に役立つ問題の解説コーナーを新たに設けました。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2022年 8月号】



自分の利益になるものほどには、なにもも愛することがないのが自然なのだ。「私」や「私のもの」があるところに、必ず動物は傾いていくからだ。だから、私が自分の意志のあるところにいれば、その場合にのみ私はしかるべき意味の友人、息子、父親であるだろう。なぜなら、誠実さ、慎み、協力を守り、もろもろの関係を維持することが、私にとって利益になるからである。自分の利益を自分の外にあるのか自分の意志にあるかを確認できればよい。(エピクテトス「人生談義 友愛について」(國方訳)(もりをゆう意識)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。